

審 査 報 告 書

本特別委員会に付託された議案第2号の審査経過並びに結果を次のとおり報告する。

平成27年9月24日

旭 川 市 議 会
議 長 塩 尻 伸 司 様

総合計画調査特別委員会
委員長 宮 本 儔

1 審査経過

平成27年8月20日から9月24日までの間4回にわたり慎重にその審査に当たり、次のとおり結論を得た。

2 審査結果

議案第2号の第8次旭川市総合計画基本構想については、原案の一部を別紙のとおり修正し、可決すべきものと決定した。

議案第 2 号第 8 次旭川市総合計画基本構想に対する修正案

議案第 2 号第 8 次旭川市総合計画基本構想の一部を次のとおり修正する。

目次中

「(5) 自治の進展と厳しさを増す財政運営」
を
「(5) 自治の進展と厳しさを増す財政運営への対応」
に改める。

1 ページ中

「平成 22 年には「旭川市議会基本条例」が制定され、また、平成 26 年にはまちづくりの基本的な考え方や仕組みを定める「旭川市まちづくり基本条例」（以下「条例」という。）を制定し、条例の前文において、」
を
「平成 22 年には「旭川市議会基本条例」が制定され、二元代表制の一翼を担う議会の在り方が定められました。
こうした経過の下で、平成 26 年にはまちづくりの基本的な考え方や仕組みを定める「旭川市まちづくり基本条例」（以下「まちづくり基本条例」という。）を制定しました。
まちづくり基本条例の前文において、」
に改める。

2 ページ中

「(中略)
このまちを育てていくのは、私たち自身です。私たちは、このまちに誇りと愛着を持ち、より一層活力と安心に満ちた、支え合って暮らせるまちに向かって、市民の力とまちの素晴らしさを信じ、力強く歩んでいきます。」
を削り、
「第 8 次旭川市総合計画は、条例の趣旨を踏まえて策定します。」
を
「第 8 次旭川市総合計画は、まちづくり基本条例の趣旨を踏まえて策定します。」
に、
「このため、本市では、条例第 17 条で総合的な計画を定めること、また、その基本的事項については議決を得ることを規定し、条例に基づく初めての計画として、第 8 次旭川市総合計画を策定します。」
を
「このため、本市では、まちづくり基本条例第 17 条で総合的な計画を定

めること、また、その基本的事項については議決を得ることを規定し、まちづくり基本条例に基づく初めての計画として、第8次旭川市総合計画を策定します。」

に改める。

3 ページ中

「基本構想は、条例に掲げる理念等に基づき、」
を

「基本構想は、まちづくり基本条例に掲げる理念等に基づき、」
に、

「総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくための「将来ビジョン」として策定し、条例第17条第3項の基本的事項とします。」

を

「総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくための「将来ビジョン」として策定し、まちづくり基本条例第17条第3項の基本的事項とします。」

に改める。

5 ページ中

「地域の魅力や課題は、」
を

「高齢化などにより、地域コミュニティの機能が低下している中、地域の魅力や課題は、」

に改める。

7 ページ中

「本市の地域特性や資源を生かし、地域に根ざした各種の産業の充実を図り、」

を

「本市の地域特性や資源を生かし、企業誘致の推進や地域に根ざした各種の産業の充実を図り、」

に改める。

8 ページ中

「(5) 自治の進展と厳しさを増す財政運営」
を

「(5) 自治の進展と厳しさを増す財政運営への対応」
に改める。

9 ページ中

「さらに、本市の拠点性を最大限に生かし、広域連携の強化を図るととも

に，本市や北北海道の魅力を国内はもとより海外へと発信し，多くの人を惹き付け，多様な交流が生まれることで，本市の総合力が高まります。」
を

「さらに，本市の拠点性を最大限に生かし，広域連携の強化を図るとともに，本市や北北海道の魅力を国内はもとより海外へと発信し，多くの人を惹き付け，多様な交流を創出することで，本市の総合力を高めます。」
に改める。

15 ページ中

「環境に対する市民意識を高め，」
を
「環境に対する市民意識を高めるとともに，」
に改める。

17 ページ中

「限られた行政資源の最適な配分と協働の視点により，サービスの質の充実と効率化を図り，」
を
「限られた行政資源の最適な配分と協働の視点による効率化とサービスの質の充実を図り，」
に改める。